

自社株対策の必要性と承継方法



1. なぜ自社株対策が必要か

中小企業の場合、社長が会社の自社株の大部分を所有していることが多く、株価の高い会社の事業を後継者に承継するには、次のような大きな問題があります。

(1) 相続税の問題

相続税は、財産が多いほど税率が高くなっていく累進課税であり、最高税率は50%となっています。よって、自社株の評価額が高いと、相続税の負担額も大きくなってしまいます。

そのため、自社株の評価額を下げた相続税額を少なくする対策が必要となってきます。

(2) 相続税の納税資金の問題

自社株は評価額が高いとそれだけ相続税も多くなってしまいますが、自社株の評価額が高く自社株以外に預貯金等の金融資産が少ないと、相続税を納める資金が足りない、ということになってしまいます。

そのため、(1)のように自社株の評価額を下げた相続税を少なくする対策の他、相続税を納めるための資金を残す対策が必要となってきます。

(3) 遺産分割の問題

相続財産の分配は、遺言書がない場合、一般的に相続人間の遺産分割協議で決定されます。その場合、後継者以外の相続人に自社株が分散してしまう可能性もでてきます。また、後継者に自社株を承継させる内容の遺言書がある場合でも、相続人は相続財産のうち一定割合(遺留分。法定相続分の2分の1。)を請求(遺留分の減殺請求)することができるため、自社株の評価額が高く自社株以外の財産が少ないと、後継者以外の相続人に自社株が分散してしまうことになります。

このように自社株が分散してしまうと、後継者以外の株主に反対されて株主総会の決議要件を満たさない可能性も生じてきます。また、少数の株式しか持たない株主でも、帳簿閲覧権や役員解任請求権といった権利があるので、株式の分散には注意が必要です。

また、自社株を後継者がすべて承継できたとしても、会社で使用している不動産や金融機関に担保提供している不動産を後継者以外の相続人が承継してしまうと、その相続人が、その不動産を売却することや、今後の担保提供に応じてくれないといった問題が生じ、会社経営の問題にまで発展してしまうことも考えられます。

そのため、後継者以外の相続人の遺留分を侵さないように、他の財産を残すことや自社株の評価額を下げる対策が必要となってきます。また、生前に遺留分の放棄をしてもらう対策も考えられます。

2. 自社株の承継方法

自社株を後継者に承継する方法には、主に次のような方法があり、それぞれの方法にメリット・デメリット

ットがあります。社長の希望を実現できるよう、1の問題を解決するための対策を実践し、それぞれの承継方法を数値化予想した上で充分検討し、自社株の承継を進めることが望ましいです。

- (1) 相続
- (2) 贈与
- (3) 相続時精算課税による贈与
- (4) 売却
- (5) 後継者が出資する会社に売却
- (6) 発行会社に売却

< 著者プロフィール >

乾 裕彦 氏

税理士。

昭和 51 年、京都府出身。

大阪市立大学経済学部卒。

平成 18 年 4 月、京都市で乾税理士事務所を開業。

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<㈱日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488